

# **立川市第2次子ども読書活動推進計画**

**立川市教育委員会**

# 目 次

## 第1章 立川市第2次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 計画策定の目的              | 3 |
| 2 子どもの読書活動の傾向          | 3 |
| 3 子どもの読書活動の推移と現状       | 4 |
| 4 これまでの子ども読書活動推進の取組と課題 | 7 |

## 第2章 立川市第2次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画の目的   | 8 |
| 2 計画の位置付け | 8 |
| 3 計画の対象   | 9 |
| 4 計画の期間   | 9 |

## 第3章 計画の体系図

## 第4章 読書の楽しさをすべての子どもたちに ー 読書環境整備のための取組ー

|                            |                         |    |
|----------------------------|-------------------------|----|
| 1 学校と学校図書館の取組              | ー 学校図書館の活性化 ー           | 12 |
| (1) 学校の取組                  |                         | 12 |
| (2) 学校図書館の活性化              |                         | 14 |
| 2 地域や家庭の取組                 | ー 乳幼児からの読書のきっかけづくり ー    | 17 |
| 3 ボランティアの活動                | ー 本のたのしさを子どもたちに手渡す ー    | 19 |
| 4 立川市図書館の取組                | ー 読書の専門機関としての計画の推進と支援 ー | 20 |
| (1) 読書環境の整備                |                         | 20 |
| (2) 学校等との連携                |                         | 23 |
| (3) ヤングアダルトサービス            |                         | 25 |
| (4) 特別な支援を必要とする子どもたちへのサービス |                         | 27 |
| (5) ボランティアの育成と支援           |                         | 27 |
| (6) 計画の推進                  |                         | 27 |

## 資 料 編

# 第1章 立川市第2次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

『子どもと本のすてきな出会いを 立川市子ども読書活動推進計画』（以下、『第1次計画』）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子どもの読書活動の改善を図り、読書活動を推進するため、平成17年9月に平成21年度までの5年間の計画として策定し、一定の成果をあげてきました。この計画については、平成21年度が最終年度となるため、引き続き本市の子どもの読書活動推進のために、『第2次子ども読書活動推進計画』を策定し、よりきめ細かな子どもの読書環境の充実に努めていくものです。

## 2 子どもの読書活動の傾向

下記は立川市内の子どもたちへの読書調査で本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた子どもの合計です。平成21年3月に行った調査※<sup>1</sup>では、小学生の平均は83.7%、中学生の平均が68.2%で、『第1次計画』の基礎資料とした平成15年5月の調査※<sup>2</sup>と比較すると小学生が微減、中学生が微増という結果になっています。

### ＜本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた子どもの合計＞

#### 小学生

| 小学生  | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 小学1年 | 89.2     | 89.8     |
| 小学2年 | 93.5     | 90.6     |
| 小学3年 | 91.8     | 87.0     |
| 小学4年 | 82.9     | 85.3     |
| 小学5年 | 81.3     | 77.9     |
| 小学6年 | 76.7     | 71.7     |
| 平均   | 85.9     | 83.7     |

#### 中学生

| 中学生  | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 中学1年 | 62.7     | 64.5     |
| 中学2年 | 61.9     | 72.7     |
| 中学3年 | 59.4     | 66.8     |
| 平均   | 61.3     | 68.2     |

子どもたちの読書離れが語られていますが、立川市の子どもたちは、これまでの読書環境の整備の取組により、「本好き」な子どもが減少しているわけではないことがわかります。

※<sup>1</sup> 市図書館が市内学校の協力をもとに平成21年3月に市内の全児童・生徒を対象に行った「読書アンケート」より

※<sup>2</sup> 東京都が平成15年5月に都内の全児童・生徒を対象に実施した「児童・生徒の読書の状況に関する調査」より、立川市の児童・生徒の数値

### 3 子どもの読書活動の推移と現状

下記は立川市内の子どもたちの1か月間の平均読書冊数です。平成15年5月の調査では小学生の1か月の読書状況が平均5.6冊でした。この数値をもとに『第1次計画』では平成21年の数値目標6.6冊を設定しました。平成21年3月に行った調査ではこの平均読書冊数は8.7冊となっており、数値目標の6.6冊を大幅に上回っていることがわかります。同様に中学生も、平成15年では1.3冊であるのに対して、平成21年では1.8冊と、21年の数値目標1.8冊を達成しています。

(平成21年の「読書アンケート」は、進路決定の時期に実施したため、特に中学3年生に影響が生じた可能性を考慮する必要があるため、以下、中学生の数字は参考資料とさせていただきます。)

#### <1か月間の平均読書冊数>

##### 小学生

|      | 平成15年(冊) | 平成21年(冊) |
|------|----------|----------|
| 小学1年 | 4.8      | 15.7     |
| 小学2年 | 8.8      | 13.2     |
| 小学3年 | 8.0      | 9.4      |
| 小学4年 | 5.7      | 6.9      |
| 小学5年 | 3.6      | 4.2      |
| 小学6年 | 2.9      | 3.2      |
| 平 均  | 5.6      | 8.7      |

『第1次計画』における21年の数値目標 **6.6**

##### 中学生 (参考資料)

|      | 平成15年(冊) | 平成21年(冊) |
|------|----------|----------|
| 中学1年 | 1.5      | 2.2      |
| 中学2年 | 1.4      | 1.8      |
| 中学3年 | 1.1      | 1.4      |
| 平 均  | 1.3      | 1.8      |

『第1次計画』における21年の数値目標 **1.8**

また、1か月間の読書冊数が0冊の子どもの割合(未読者率)も小学校5年生までは、減少していますが、6年生から中学生へと高学年になるにつれ、未読者率が高くなっています。立川市の子どもたちは低学年ではよく本を読んでいます、高学年になると本を読む子どもたちがいる一方で、本を読まない子どもたちが増加していることがわかります。『第1次計画』であげた数値目標を小学生は5ポイントも減少しましたが、中学生では、10ポイント上回る結果となっています。

＜1 か月間の読書冊数が0冊の子どもの割合（未読者率）＞

小学生

|      | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 小学1年 | 16.0     | 1.7      |
| 小学2年 | 5.3      | 2.2      |
| 小学3年 | 5.1      | 4.2      |
| 小学4年 | 8.7      | 4.1      |
| 小学5年 | 12.2     | 10.0     |
| 小学6年 | 14.6     | 15.8     |
| 平 均  | 13.9     | 6.4      |

『第1次計画』における21年の数値目標 **6.6**

中学生（参考資料）

|      | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 中学1年 | 16.8     | 24.7     |
| 中学2年 | 12.5     | 16.5     |
| 中学3年 | 25.1     | 43.4     |
| 平 均  | 18.1     | 27.6     |

『第1次計画』における21年の数値目標 **17**

1 か月間の学校図書館の利用では、小学生は大幅な増加を見せていますが、中学生は減少しています。『第1次計画』であげた数値目標を小学校ではかなり上回りましたが、中学校では達成できていません。

＜この1か月間で学校図書館を利用状況＞

小学生

|      | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 小学1年 | 44.1     | 76.8     |
| 小学2年 | 55.5     | 85.6     |
| 小学3年 | 56.5     | 75.6     |
| 小学4年 | 51.0     | 63.9     |
| 小学5年 | 48.4     | 55.4     |
| 小学6年 | 45.3     | 44.3     |
| 平 均  | 50.0     | 66.9     |

『第1次計画』における21年の数値目標 **58**

中学生（参考資料）

|      | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 中学1年 | 52.4     | 20.4     |
| 中学2年 | 49.0     | 17.7     |
| 中学3年 | 41.1     | 8.3      |
| 平 均  | 47.5     | 15.7     |

『第1次計画』における21年の数値目標 **50**

市図書館の利用も小学校低学年では増加したものの、高学年になるにつれ減少しています。  
学校図書館や市図書館等を含めた子どもたちを取り巻く読書環境の整備が今後の課題といえます。

＜この1か月間で市図書館を利用状況＞

小学生

|      | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 小学1年 | 42.0     | 56.0     |
| 小学2年 | 54.5     | 58.2     |
| 小学3年 | 59.5     | 54.0     |
| 小学4年 | 50.8     | 49.8     |
| 小学5年 | 51.7     | 38.7     |
| 小学6年 | 44.1     | 32.4     |
| 平 均  | 50.4     | 48.2     |

『第1次計画』における21年の数値目標 **54**

中学生（参考資料）

|      | 平成15年(%) | 平成21年(%) |
|------|----------|----------|
| 中学1年 | 21.3     | 12.4     |
| 中学2年 | 16.8     | 9.8      |
| 中学3年 | 12.4     | 7.7      |
| 平 均  | 16.8     | 10.0     |

『第1次計画』における21年の数値目標 **22**

#### 4 これまでの子ども読書活動推進の取組と課題

##### (1) 取組

- ・平成19年8月より3～4か月児健康診査の会場でブックスタート事業を始めました。市内に住むすべての赤ちゃんと親にメッセージを伝えながら絵本を手渡すことで、親子が絵本をきっかけとして心触れ合うひとときをもてるようにと始めたものです。
- ・学校図書館校内体制の整備として平成20年度より小学校に**学校図書館支援指導員**を配置しました。専任の学校図書館司書を配置したことにより、学校図書館の利用環境を整備し、児童への読み聞かせ、図書だよりの発行、授業への援助等を行っています。
- ・学校図書館の情報化については、現在までに小学校3校での**学校図書館コンピューターシステムを導入**し、図書の貸出・返却はもちろんのこと、資料検索に役立てています。
- ・毎年10月27日～11月9日の期間を「**たちかわ読書ウィーク**」として、立川市独自の読書週間を設定し、これまでに4回開催して市内全域で一斉に読書推進の取組を進めることにより、大人も子どもも読書をたのしむ地域づくりを目指しています。
- ・図書館での**小学校への団体貸出**を拡充しました。学級文庫用に団体貸出する図書の購入を促進し、市内の全小学校に行っています。また配送業務を専門業者に委託し、物流体制も整備しました。
- ・市内図書館全館で**おはなし会**を行うようになりました。
- ・「子どもと本のボランティア研修」、「学校図書館ボランティア研修」等の**研修**を子どもの読書にかかわる市民を対象に行っています。

##### (2) 課題

- ・学校図書館のさらなる活性化のためには、支援指導員の拡充、システム導入の促進とネットワーク化、司書教諭の配置等の校内体制整備が課題です。また、読書から遠ざかりがちな中学生の読書環境の整備をすすめる必要があります。学校図書館、教育委員会や図書館等が連携し、「学校図書館連絡会」を設置して、様々な課題を総合的に検討していきます。
- ・乳幼児からの読書を進めていくために、保育園・幼稚園への市図書館からの団体貸出等による読書環境の整備が課題です。
- ・子どもの読書活動の一層の充実のために、市図書館の蔵書の整備（基本図書の充実）や、読書のきっかけづくりとしての啓発活動（おはなし会、読書ウィーク、各種パンフレット等）が重要です。

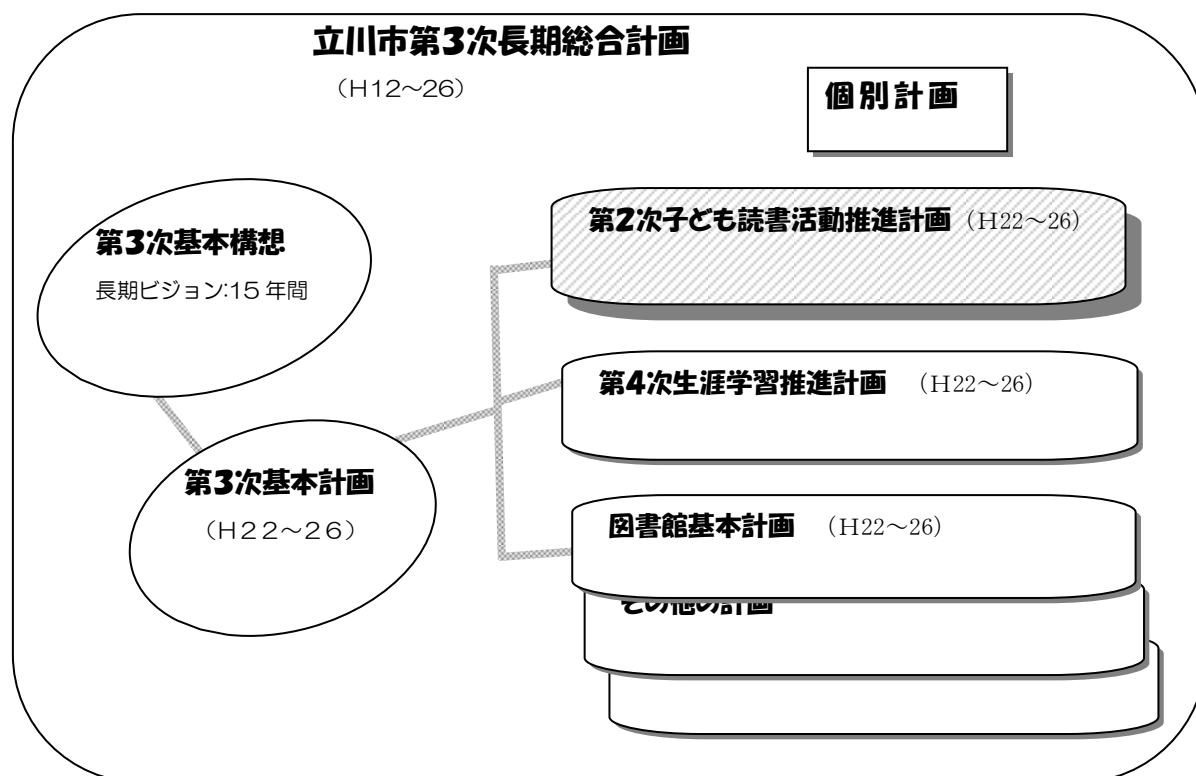
## 第2章 立川市第2次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

この計画は、立川市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう、市と市民が協働して、子どもの読書環境の整備を進めていくことを『第1次計画』に引き続き目的とします。また、生涯学習推進計画の一環として、家庭、地域や学校における、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示しています。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「立川市第3次長期総合計画・第3次基本計画」の分野別個別計画として策定するもので、「第4次生涯学習推進計画」や「立川市図書館基本計画」などと整合を図ってあります。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画となっています。



### 3 計画の対象

この計画は、子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう）を対象とします。

### 4 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

## 第3章 計画の体系図

計画の  
基本理念と目標

計画の柱

施策の主体と  
その目標

具体的な取組  
—方向性—

子どもの主体的な読書活動の推進  
読書のたのしさをすべての子どもたちに

- ① 子どもと本を結ぶきっかけづくり
- ② 本のある環境づくり
- ③ 人材の育成
- ④ 関係機関の連携・協働
- ⑤ 子どもに関わる大人への理解促進

### 1 学校と学校図書館の 取組 —学校図書館の活性化—

#### (1) 学校の取組

- 読書習慣の確立
- 「調べ学習」の取組
- 子どもたちの読書意欲を高める読書指導
- 読書活動推進校の指定
- 教職員への子ども読書研修の実施
- 児童・生徒の市図書館への訪問

#### (2) 学校図書館の活性化

- 校内体制の整備—図書館担当の司書教諭の配置と支援指導員の拡充
- 利用時間の拡大
- 学校図書館の施設・設備の整備
- 蔵書の充実
- 情報化の推進
- 児童・生徒への学校図書館利用指導
- 図書委員会活動の活発化
- 保護者等によるボランティアとの協働
- 市図書館との連携
- 学校図書館活性化のための「学校図書館連絡会」の設置

### 2 地域や家庭の 取組 —乳幼児からの読書の きっかけづくり—

- 健康診査(1歳6か月、3歳)での読書指導
- 保育園・幼稚園・児童館等の資料の整備
- 保育園・幼稚園・児童館等職員の研修
- ブックスタートの取組
- 保育園・幼稚園・児童館・学童保育所・学習館・健康推進課等と図書館の連携
- 家庭での読み聞かせ
- 家族での図書館の利用
- たちかわ読書ウィークへの参加

### 3 ボランティアの活動

—本のたのしさを  
子どもたちに手渡す—

- 学校での読み聞かせや、ブックトークの実施
- 保育園、幼稚園、学童保育での読み聞かせ
- 地域での文庫活動
- 市図書館との協働

### 4 立川市図書館の取組

—読書の専門機関としての  
計画の推進と支援—

#### (1) 読書環境の整備

- 蔵書の充実
- 児童フロア・児童コーナーの環境整備
- おはなし会・ブックトーク等の実施
- 図書館利用の案内・おたより・本の紹介の発行
- 「たちかわ読書ウィーク」の推進
- 児童サービス担当司書(専門的人材)の育成
- 利用時間の拡大
- 「めざせ！図書館マスター」の実施
- 子どもホームページの充実

#### (2) 学校等との連携

- 小学生への利用案内・図書館訪問の受け入れ
- 小学生への情報リテラシー支援活動
- 「総合的な学習の時間」・「調べ学習」等に対応した図書の貸出
- 学校への団体貸出用図書と体制の充実
- 教職員研究会(立小研)との連携
- 司書教諭・学校図書館担当教諭の研修
- 学校への情報提供・利用支援
- 学校図書館情報管理システムとのネットワーク化
- 保育園・幼稚園・児童館・学習館・健康推進課等への情報提供・利用支援
- 乳幼児に関連する団体等への団体貸出用図書と体制の整備
- 除籍児童書の各団体への提供

#### (3) ヤングアダルトサービス

- ヤングアダルトコーナーの整備
- ヤングアダルト資料の充実(基本図書の選定)
- 中・高校生への図書館利用の案内
- 中・高校生への情報リテラシー活動支援
- 中・高校生の職場体験・ボランティア体験の受け入れ
- 「図書館マスター・上級編」の実施
- 教職員研究会(立中研)との連携

#### (4) 特別な支援を必要とする子どもたちへのサービス

- 外国語を母国語とする子どもへの読書活動の支援
- 障害のある子どもへの読書活動の支援

#### (5) ボランティアの育成と支援

#### (6) 計画の推進

- 保護者や子どもに関わる大人に向けての講座・講演会の実施
- 地域の子ども読書活動のネットワーク作り
- 子ども読書活動推進計画のPR
- 子ども読書関係者への研修の実施
- 計画の進行管理

## 第4章 読書のたのしさをすべての子どもたちに

### —読書環境整備のための取組—

#### 1 学校と学校図書館の取組 —学校図書館の活性化—

学校は子どもの生活の中心です。その学校による読書活動の取組は、この計画の大きな柱の1つとなります。同じ年代の子どもが集まり、集団生活を行うという特性をもつ学校では、細かい発達段階に合わせて働きかけができ、子どもたちの自主的な読書活動を推進することができます。

「調べ学習」等により、図書館で本を使って分からないことを調べる経験は多くなっています。その経験をきっかけとして子どもたちが、自分自身が生きるため、知恵を得るために、情報リテラシー※を身に付けていけるよう支援していきます。本を中心とし、時代に合わせてコンピューター等を利用して調べることも指導していきます。

同時に、本を読むこと自体がたのしい、大好きであると思う子どもが増えるよう、たのしみとしての読書を推進する環境を整えていきます。子どもたちが読みたくなるような本が整備されていて、いつも迎え入れてくれる人がいる、そんな学校図書館をつくり、読書推進に取り組んでいきます。

また、あわせて学校図書館と市図書館の連携を一層強め、協力して子どもの読書活動を支えていきます。

#### (1) 学校の取組

##### ○読書習慣の確立

子どもを取り巻く社会環境はどんどん変化し、趣味としての読書が習慣化している子もいますが、読書習慣が定着していない子も多いのが現状です。

引き続き全校で朝読書を実施し、学校生活の中に読書時間を確保することで、子どもの読書習慣を定着させていきます。

また、子どもたちの身近にいつでも本がある環境を確保するために、学級文庫の充実を市図書館と連携して進めます。

<継続>

---

※ パソコンやネットワークの活用も含めて、情報を上手につかひこなして、役に立てる能力のこと。リテラシーとは読み書き能力のこと。

## ○「調べ学習」の取組

現在でも「調べ学習」は教科等の中で行っていますが、今後もさまざまな教科や場面で「調べ学習」の機会を提供していきます。図書館の使い方や資料の探し方など情報の検索方法を身につけるための情報リテラシー教育にも取り組んでいきます。

<継続>

## ○子どもたちの読書意欲を高める読書指導

「本を読むこと自体がたのしい」と、子どもたちが実感できるような指導方法も工夫していきます。たとえば、教師や子ども、保護者等のボランティアによる読み聞かせ、教師が自ら読んだ本を紹介する、日常的に教室で読書を話題にするなど、いろいろな方法が考えられます。小学校での読み聞かせのボランティアは、すでに各学校で活動しています。活動の主体は、ボランティア団体や保護者個人のボランティアなどで、内容も、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング※、紙芝居などとさまざまですが、いずれも各学校や地域の状況に合わせて、子どもたちと本を結び付けるために行われています。読み聞かせによって、「子どもの聞く力がついてきた」「本に興味をもつようになった」などの声も多く寄せられており、ボランティアの導入を希望する学校が増えています。

さらに、学校と家庭が連携して、子どもが本に向かっている姿を応援していけるような、保護者への情報提供、啓発に努めます。

<継続>

## ○読書活動推進校の指定

読書活動推進校を毎年度小・中学校各1校程度を指定し、図書館を活用した教育活動を行い、学校図書館の水準を向上させていきます。

推進校においては、子どもたちが自ら考えることのできる確かな力を付けるために、学校図書館や学級文庫を積極的に活用し、読書意欲の向上を図ります。また、子どもたち一人ひとりに応じた読書指導と合わせて、本で得た知識や考えを友達や教師などと交流するような「読書を通した人とのふれあい」も深めていきます。

このような豊かな学びや心をはぐくむ読書活動を進めるため、ボランティアや市図書館と協力しながら、学校図書館の整備を進めていきます。さらに、これらの取り組みを広く他校に紹介し、市内全校での読書活動の推進をめざします。

<継続>

## ○教職員への子ども読書研修の実施

教師の研究団体である、立川市立小学校教育研究会図書館部および立川市公立中学校教育研究会図書館部を中心に研修等を行い、読書環境の整備や読書指導に取り組めます。

---

※ 語り手が物語を覚えて語りきかせること。

<継続>

### ○児童・生徒の図書館への訪問

小学校では、3年生の社会科見学をはじめとして、図書館訪問を行っています。子どもたちは、図書館の利用のしかたを学んだり、図書館で働く人の様子を実際に見学したりして、図書館や本に関心を深め、より身近に感じることができるようになります。

中学校では、総合的な学習や進路学習の一環である職場訪問や職場体験で図書館を訪問しています。早い時期から社会に目を向け、職業や地域に関心をもち、関わっていくことはとても意義のある活動です。図書館訪問・体験をとおして、読書への関心を高め、地域の図書館への親しみが増すように取り組んでいきます。

<継続>

## (2) 学校図書館の活性化

### ○校内体制の整備—図書館担当の司書教諭の配置と支援指導員の拡充

現在、法律によって12学級以上の学校には、司書教諭が配置されています。しかし、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるようになるためには、活動時間が確保されることや、校内での協力体制を確立するなどの工夫が必要です。11学級以下の学校についても、司書教諭の配置を東京都へ要請していくとともに、すでに配置されている学校についても、司書教諭の役割等についての理解を促し、校内体制の整備を進めていきます。

また、学校図書館の読書環境整備のために、平成20年度から市内の全小学校に学校図書館支援指導員を配置しています。現状は1校当たり週2日10時間ですが、図書室の整理や雰囲気作りなど確実に成果を上げ始めています。今後は、支援指導員の従事時間の延長や、中学校への配置について検討するとともに、司書教諭・学校図書館担当教諭と支援指導員が連携・協力し、学校全体として読書推進活動に取り組めるような体制づくりを目指します。

<充実>

### ○利用時間の拡大

子どもたちが利用したい時にいつでも学校図書館が開いていて、本の利用や相談ができる体制づくりが必要です。学校図書館支援指導員の配置・拡大を検討するとともに、ボランティアの協力呼びかけ等を行います。

<充実>

### ○学校図書館の施設・設備の整備

わかりやすい配架・掲示や本の紹介・調べ学習資料コーナーを作るなど、子どもにとつ

て使いやすい図書館となるよう、改善を図ります。また、自由に読書をたのしみ、読書が習慣となるように、明るく、子どもがいつも行きたくなるような空間づくりを工夫します。

＜改善＞

### ○蔵書の充実

学校図書館は、蔵書の冊数は多いが、内容をよく見ていくと、古くて汚れていたり、こわれていたり、発行から年月が経過して学習に役立てるにはデータが古い本も含まれているという状況が見られます。子どもたちにとって魅力ある本、調べ学習等に対応できる本を、質・量ともに充実させていきます。

＜充実＞

### ○情報化の推進

21年度現在、小学校3校に学校図書館情報管理システムを導入しています。今後はさらにシステムの導入を進めていくとともに、学校図書館の資料を相互に貸与し合う「学校図書館ネットワーク」の構築を検討していきます。

＜充実＞

### ○児童・生徒への学校図書館利用指導

学校図書館を積極的に利用できるように児童・生徒に対して、利用指導を行っていきます。司書教諭、図書館担当教諭、学校図書館支援指導員を中心に、市図書館とも連携し、図書館の利用の仕方と、資料を使っの「調べ学習」の進め方なども合わせて指導していきます。

＜充実＞

### ○図書委員会活動の活発化

図書委員会の児童・生徒による市図書館の見学などを行い、本や図書館の知識を高め、学校における活動の活発化を図ります。

＜継続＞

### ○保護者等によるボランティアとの協働

保護者等による「学校支援ボランティア」は、様々な形で学校図書館の整備や運営に関わっています。今後も司書教諭、図書館担当教諭、学校図書館支援指導員を中心に、保護者等によるボランティアと連携しながら協働を進めていきます。

＜継続＞

### ○市図書館との連携

児童、生徒による「調べ学習」等に必要な資料は、単独の学校図書館だけでは十分確保することは出来ません。将来的には、「学校図書館ネットワーク」による資料の相互利用等、図書の有効活用が必要ですが、現状では市図書館からの団体貸出しなどの協力・支援が欠かせません。スムーズな学習のためにも市図書館への事前の連絡と、日程の調整など緊密な連携を行っていきます。

＜継続＞

### ○学校図書館活性化のための「学校図書館連絡会」の設置

子どもたちは1日の大半を学校で過ごしています。学校での子どもの読書活動の核となるのは学校図書館です。学校図書館の充実は子ども達の読書環境を大きく変えることができます。

学校図書館の活性化のため、教育委員会、学校図書館担当教諭、市図書館が連携を図り「学校図書館連絡会」を設置して検討を行っていきます。

＜検討＞

## 2 地域や家庭の取組 ―乳幼児からの読書のきっかけづくり―

乳幼児期の生活環境は、人生の基礎を形成する重要なものです。この大切な時期から豊かな読書環境を整えていくことが、その後の子どもたちの読書習慣の定着に大きな役割を果たしていきます。子どもたちに適切な本を適切なタイミングで効果的に手渡すことが重要です。そのためには公共機関だけでなく、多くの大人たちが協力して、地域や家庭で様々な取り組みを積極的に行っていくことが大切です。

### ○健康診査（1歳6か月、3歳）での読書指導

健康会館では、健康診査（以下健診という）に参加するすべての家庭へむけて、図書館が作成した読み聞かせのおすすめブックリストや図書館案内のパンフレット等を配布しています。また、図書館からの絵本の団体貸出をもとに、来館する子どもたちが身近に本を楽しめるように工夫していきます。

<継続>

### ○保育園・幼稚園・児童館等の資料の整備

子どもたちが活動する場所では、いつでもどこでも成長にあった本に親しみ、たのしめることができるような環境を整えることが大切です。単独で蔵書を揃えていくとともに、団体貸出を利用するなど図書館と連携して、「子どもたちのそばにいつでも本がある」環境を整えていきます。

<継続>

### ○保育園・幼稚園・児童館等職員の研修

子どもたちが活動する場所で、直接子どもたちに本を手渡す立場の大人が、子どもの読書への理解を深めることは大切です。施設ごとに異なる子どもとのかかわりに留意して子どもと本のよりよい結び付きを進めるため、読み聞かせやおはなし会、本の選び方の研修等を行っていきます。

<継続>

### ○ブックスタートの取組

ブックスタート事業は、赤ちゃんとその保護者が絵本をきっかけに心触れ合う楽しいひとときをもてるようにと始めたものです。立川市では平成19年度から3～4か月児健診時に健康会館で、ボランティアが一人ひとりの赤ちゃんへメッセージを伝えながら、読み聞かせをして絵本を手渡しています。

<継続>

### ○保育園・幼稚園・児童館・学童保育所・学習館・健康推進課等と図書館の連携

今後も子どもたちとの関係が深い施設である保育園・幼稚園・児童館・学童保育所・学習館・健康推進課等では、子どもの読書環境をより良いものにしていくために図書館と連携し、情報交換を行っていきます。

＜継続＞

### ○家庭での読み聞かせ

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されます。特に幼い子どもにとって、身近な家族に本を読んでもらうことは、本のたのしさを知り読書の習慣を身につけていく上で効果的です。また子育てに読書の時間を設けることで、親子のスキンシップを図り、絵本を仲立ちとしたたのしい時間を共有することができます。

＜継続＞

### ○家族での図書館の利用

家庭の中で大人が本を読む姿を子どもたちに見せることは、子どもの本への興味を高め、読書への良いきっかけとなります。家庭の中に、常に様々な本が用意されていることが理想ですが、身近な図書館を家族で利用することで、家庭での読書環境を容易に整えることが可能になります。また、子ども自らが本を借りたり、おはなし会などに参加したりすることで、主体的な読書習慣が身につけていきます。

＜継続＞

### ○「たちかわ読書ウィーク」への参加

「たちかわ読書ウィーク」を全市的に取り組むことで、子どもたちが本に親しみをもち、本に出会うきっかけ作りになることを支援していきます。読書に絡むイベントや講演会、PR活動、おはなし会等、図書館を中心に関連部署が連携して取り組んでいきます。

＜継続＞

### 3 ボランティアの活動 一本のたのしさを子どもたちに手渡すー

子どもの読書活動を推進するには、本のたのしさを子どもたちに手渡していくことを目的に、自主的な市民活動を行っているボランティアの存在が欠かせません。ボランティアは、ボランティア団体の加入者、児童・生徒の父母や公共機関の登録者とさまざまな所属で活動し、また活動場所も、学校・図書館・保育園・幼稚園・学童保育所・児童館や乳幼児健診会場など、子どもたちの集まる多様な場所で活動しています。赤ちゃん一人ひとりに向けての読み聞かせをはじめ、子どもたちの集団への「読み聞かせ」・「ブックトーク」・「ストーリー・テリング」・「紙芝居」などや、「ハンディーのある子どもたちに向けての活動」、「子どもが読書に親しむさまざまな機会の提供」、「学校図書館の整備」等、子どもの読書活動を推進する取り組みをしています。今後とも図書館や他機関がボランティア団体の活動を支援していきます。

#### ○学校での読み聞かせや、ブックトークの実施

小学校等での「読み聞かせ」・「ストーリー・テリング」のボランティア活動は、ボランティア団体や保護者個人のボランティアなどで、すでに各学校で活動しています。内容も、絵本の「読み聞かせ」、「ブックトーク」、「素話」、「紙芝居」などとさまざまですが、いずれも各学校や地域の状況に合わせて、子どもたちと本を結び付けるために行っています。またハンディーキャップのある子どもたちへのおはなし会にも取り組んでいます。

#### ○保育園、幼稚園、学童保育所等での読み聞かせ

保育園、幼稚園、学童保育所等の求めに応じ、市図書館の団体貸出を利用して、各施設へ出向き、読み聞かせ、手遊び、わらべうた、絵本の紹介を行っています。

#### ○地域での文庫活動

立川市の文庫の歴史は古く、市図書館が開設される以前には市内各地で文庫活動が展開されてきました。今現在、活動しているのは3か所の家庭・地域文庫があります。図書館からの団体貸出の協力も得ながら、それぞれが本のたのしさを子どもたちに手渡していくことを目的に、地域の子どもの読書の拠点として活動をしています。

#### ○市図書館との協働

市図書館における定期的なおはなし会や、たちかわ読書ウィーク等での講演会、おはなし会、科学遊び等、またボランティア研修の企画等に市図書館と協力しながら積極的に関わり、子どもたちへより豊かな本との出会いを提供しています。

ボランティア団体の活動に必要な図書資料は、市図書館の団体貸出を利用し、子どもたちに届けています。

## 4 立川市図書館の取組

### ―読書の専門機関としての計画の推進と支援―

図書館に子どもたちが足を向ければ、そこは子どもたちにとって本の“宝島”にたどりつくことになります。子どもたちは、たくさんの本に囲まれ、興味のおもむくまま本を手にとって読んでいくことができます。図書館が「本の“宝島”」になるためには、子どもたちの幅広い興味に応えられる資料と、くつろげる環境を整備することが必要となります。また、本の展示・紹介や子どもたちと直接触れ合う児童サービス専門職員の働きかけ、子どもたちへの学習支援の機能も重要となります。

子どもの活字離れ・読書離れが社会的な問題として取り上げられているように、誰もが読書を楽しむ習慣をもっているわけではありません。そうした自発的に本を手にするものがない子どもたちと本をつなぐ橋渡しをするという役割が図書館にあります。

「本の“宝島”」になるために、図書館は読書の専門機関として、子どもたちへの直接的なサービスだけでなく、子どもの読書にかかわるすべての人々や団体に対して、資料と人的援助を行い、連携の核となって、立川市の子ども読書活動を推進していきます。

### (1) 読書環境の整備

#### ○蔵書の充実

図書館では、子ども自身がそれぞれの興味や要求、経験等に応じた本を選ぶように、十分な量の資料を蔵書構成のバランスをとりながらそろえていく必要があります。特に、図書館の蔵書の核となり、子どもたちに是非読んでもらいたい本を「基本図書」とし、いつでもどこの図書館でも手に取ることができるように、市内全図書館がそれぞれ複数冊所蔵しています。「基本図書」は、「0・1・2歳対象絵本」「ものがたり絵本」「えどうわ」「むかしばなし絵本」「ノンフィクション絵本」について計170点を選定しています。また、「基本図書リスト」を作成し、本にも目印のシールを貼り、本選びの参考になるような工夫を行ってきた結果、子どもの読書の質が高まりました。(資料参照)

今後、他の分野、特に高学年向け基本図書について、「外国児童文学」「日本児童文学」「ノンフィクション」等、引き続き選定を行い、蔵書の充実を図っていきます。

＜充実＞

#### ○児童フロア・児童コーナーの環境整備

わかりやすい配架・掲示を工夫し、使いやすい図書館となるように努めます。テーマ展

示や本の表紙を見せて並べるなど、子どもが興味をもって本を手にとるようなコーナーづくりを行っています。

＜継続＞

## ○おはなし会・ブックトーク等の実施

おはなし会は、子どもたちの読書のきっかけとなり、物語のたのしさを味わい、想像力をはぐくんでいくものです。立川市ではボランティアグループとの協働により、対象を乳幼児向けと4歳以上に分けておはなし会を実施しています。乳幼児向けのおはなし会では、絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊びを中心に行い、本の世界の入り口にいる乳幼児が保護者と一緒に本に親しんでもらうきっかけとしています。一緒に参加している保護者へ、どのような絵本がたのしめるかなどアドバイスにも応じています。

また、4歳以上向けのおはなし会は子どもたち自身がたのしい本と出会うきっかけとなります。現在、図書館では全館で定例のおはなし会を実施しているほか、夏休みや「たちかわ読書ウィーク」、クリスマスなど様々な時期にイベント的に大きなおはなし会を各館で実施しています。また、平日来られない子も対象にした土日のおはなし会や、出前おはなし会の開催を検討するなど、より多くの子どもたちが参加できるように、開催場所の拡充と回数を増やしていきます。

ブックトークは本について話をする事です。本を紹介することで、子どもたちがより多くの本に親しみをもち、本と出会うためのきっかけの一つとなります。図書館では地域や学校等で実施しています。今後も子どもと本を結び付けるための、より多くのきっかけづくりを進めていきます。

＜充実＞

## ○図書館利用の案内・おたより・本の紹介の発行

図書館では子どもたちが自分で図書館にきて、自分で本を借りる手助けができるように、様々な冊子やパンフレットを発行しています。小学1年生の図書館利用案内では、『としょかんにおいでよ』と『いい本さがそう』を配布しています。また、年3回、小学生向けのおたより『こんにちはとしょかんです』は、対象学年ごと（低学年・中学年・高学年）に発行し、市内の全児童に向けて本の紹介を行っています。紹介した本は全館でおすすめ本としてコーナーを設置する等、手に取ってもらいやすい工夫をしています。

また、「たちかわ読書ウィーク」には、3歳から8歳までの子ども向けおすすめ案内冊子として『この本だいすき！』を配布しています。今後はさらに、9歳から12歳向けの『続・この本だいすき！』を作成していきます。

本の紹介資料などによる子どもたちへの働きかけは、読書に興味をもつよいきっかけです。今後もさまざまな工夫をしながら発行していきます。

＜充実＞

### ○「たちかわ読書ウィーク」の推進

立川市では平成18年から独自の読書週間「たちかわ読書ウィーク」を設定し、さまざまな形でこの期間中に読書推進の取り組みをしています。各図書館での多彩なテーマ展示、全館あげてのわくわくホリデーおはなし会、児童書も含めた本のリサイクル市、0歳から参加できる読書マラソン等、特別企画をぞくぞく展開しています。今後も市の関連部署、ボランティアグループ、学校や家庭はもちろん書店、新聞社、マイテレビ、ラジオ等と協力し、子どもから大人まで「読書をたのしむ」雰囲気を盛り上げていけるように読書ウィークの企画を行い、さらに周知していきます。

＜充実＞

### ○児童サービス担当司書（専門的人材）の育成

子どもの読書活動の推進において、市図書館の果たすべき役割は非常に重要です。図書館サービスの充実はもちろんのこと、各機関への支援や地域ネットワークづくりの核となるためにも、高い専門性と豊かな経験を備えた人材の配置が必要とされます。日本図書館協会児童図書館員養成講座等の研修に派遣するなど、図書館職員の人材育成や体制づくりを進めます。

＜充実＞

### ○利用時間の拡大

現在、中学生・高校生の図書館利用率が伸び悩んでいます。その理由の一つに、図書館の開館時間が挙げられます。中学生・高校生になると、学校の終了時刻が遅いのみならず、部活や塾等の課外活動も行われ、子どもたちの利用したい時間と図書館の開館時間が合わないことが見受けられます。興味が多岐にわたっていくこの大事な時期、生きていく上での様々な技術やノウハウ、あるいはたのしみとしての読書を幅広く支えていけるのが身近にある図書館です。

中央図書館では開館時間が7時までとなっていますが、地区図書館では5時までと、平日利用するのには中央図書館以外は大変難しい開館時間です。今後、図書館をより利用しやすい環境にするため、地区図書館の開館時間の延長拡大も検討していきます。

＜新規＞

### ○「めざせ！図書館マスター」の実施

情報リテラシーを楽しみながら自主的に身につけ、図書館をより身近なものと感じることができるようになることを目的とした行事として「目指せ！図書館マスター」を新たに実施します。図書館の本の分類や配置、図書館司書の仕事などをわかりやすく講義したり、フロアに出て実習を行ったりし、修了者には図書館マスターの認定証を発行します。

＜新規＞

### ○子どもホームページの充実

今の子どもたちにとって、コンピューターはとても身近なものです。児童向けホームページを充実させていき、子どもたちに図書館の情報と本の紹介を提供していくことで、本や図書館により親しみを持ってもらえるようにしていきます。

<充実>

## (2)学校等との連携

### ○小学生への利用案内・図書館訪問の受け入れ

小学生になると、子どもたちは自分たち自身で図書館へ来て、本を選び、本を借りていくようになります。図書館ではその手助けができるように、小学1年生へ向けて、学校への紙芝居と読み聞かせを中心に図書館の利用案内を行っています。また、小学3年生の社会科見学をはじめとして幅広く図書館訪問を受け入れています。今後も、本や図書館がより親しまれるように、利用案内を行ったり、図書館への訪問を積極的に受け入れたりしていきます。

<継続>

### ○小学生への情報リテラシー支援活動

学校での「総合的な学習の時間」の授業や、図書館に来館しての「調べ学習」時に、図書館での資料の探し方、分類について、コンピューターでの検索、資料の索引・目次の使い方等々、図書館とその資料の利用指導を積極的に行っていきます。

また、インターネットでの情報の検索の方法と絞り込み方、図書資料との違いなど、多様な情報に対応できるような指導を積極的に行っていきます。

<継続>

### ○「総合的な学習の時間」・「調べ学習」等に対応した図書の貸出

「総合的な学習の時間」や「調べ学習」には、市図書館と学校が連携して、子どもたちが効果的に図書館を利用できるような協力体制が必要です。「調べ学習」等での貸出依頼について、学校図書館で足りない資料を市図書館が随時貸出をしています。また、クラス単位で直接来館して、図書館内の資料を使って「調べ学習」をする場合は、図書館や資料の利用の方法も含めて指導したり、相談に応じたりしています。

また、図書館と学校が連携して、子どもたちが効果的に図書館を利用できるような体制が非常に重要です。今後も年度当初に教師向けに利用案内のパンフレットを作成し、市内全校の教師へ配布していきます。

<継続>

### ○学校への団体貸出用図書と体制の充実

「調べ学習」等に必要な資料が学校図書館で十分にそろわない場合や、学級文庫等に本を備え定期的に入れ替えをしていくような場合等には、市図書館の団体貸出を利用することができます。図書館では学校との情報交換を進めながら、団体貸出のための資料を充実していきます。また、利用しやすいように資料の配送体制をさらに整えて、提供方法等を工夫していきます。現在、学校図書館で導入しつつある図書資料のデータベース化も、将来的には市図書館とネットワーク化し、総合的な蔵書検索が可能になるように検討していきます。

＜充実＞

### ○教職員研究会（立小研）との連携

教師の研究団体である、立川市立小学校教育研究会（立小研）図書館部との情報交換を行いながら研修支援などを行っています。

＜継続＞

### ○司書教諭・学校図書館担当教諭の研修

司書教諭や学校図書館担当教諭へ、専門的知識・技術の向上を目的とした研修の実施を検討していきます。この研修にあたっては、専門性と経験をもった市図書館職員が協力・支援していきます。

＜検討＞

### ○学校への情報提供・利用支援

図書館では教師向け利用案内の周知・活用を図るために、学校を訪問して、担当教諭への説明や情報交換を行っています。情報の提供を行いながら、より良い図書館利用を支援していきます。

＜継続＞

### ○学校図書館情報管理システムとのネットワーク化

現在、学校図書館で導入しつつあるコンピューターシステムとネットワーク化し、将来的には市図書館と学校図書館の総合的な蔵書検索が可能になるように検討していきます。

＜検討＞

### ○保育園・幼稚園・児童館・学習館・健康推進課等への情報提供・利用支援

子どもたちが活動する場所で、直接子どもたちに本を手渡す立場の大人が、子どもの読書への理解を深めることは大切です。施設ごとに異なる子どもとのかかわり方に留意して、子どもと本のよりよい結び付きを進めるために、読み聞かせやおはなしの研修、選書の相

談等を行います。

<継続>

### ○乳幼児に関連する団体等への団体貸出用図書と体制の整備

乳幼児に関連する団体等への貸出用図書をそろえていきます。利用案内を配布するとともに、基本図書を含めた乳幼児向け絵本を、基本図書リストや本の選び方・読み聞かせについてのパンフレットを添えて、希望団体へ貸出する体制づくりを検討します。

<検討>

### ○除籍児童書の各団体への提供

図書館で不用となった児童書は、希望する学校や児童館・学童保育所等に配布して、再利用を図っています。今後も、より利用しやすいように資料の提供方法等を工夫し、資料の有効活用を図ります。

<継続>

## (3)ヤングアダルトサービス

### ○ヤングアダルトコーナーの整備

市図書館では中高生を対象とした図書を集めた「ヤングアダルトコーナー」を設置しています。中高生の興味・関心に合った図書を収集し、利用しやすいような書架づくりを行っています。書架配置や構成を工夫してさらに利用しやすくするとともに、テーマ展示などを行い、親しみやすいコーナーをつくっていきます。

<継続>

### ○ヤングアダルト資料の充実（基本図書の選定）

ヤングアダルトの幅広い要求に応えるために、バランスをとりながら魅力ある資料の充実をはかっていきます。

いつの時代も変わらずヤングアダルト世代に感銘を与える図書を蔵書の核となる「基本図書」として新たに選定します。それらの図書は、積極的に紹介し、全館にそろえることによって、手にとる機会を増やします。その一方で新しい情報を積極的に取り入れ、時代感覚に敏感なヤングアダルト世代が興味や関心を持つ図書の収集にも力を入れていきます。

また、担当者会議を開き、情報交換等をして市内各館の蔵書の充実も図っていきます。

<充実>

### ○中・高校生への図書館利用の案内

中学生・高校生は小学生時よりもさらに活動範囲や興味も多方面に広がっていきます。将来のことなど自ら考えて決断をしていく時期に、心の糧となる本との出会いは大切です。図書館ではそんな本との出会いの場を手助けしていきます。

中学1年生を対象にヤングアダルトコーナーの周知と中学生向け図書館利用案内冊子の『YA PRESS』や図書館で所蔵しているおすすめ本パンフレットを配布していきます。

また、市内の高校を訪問し、利用案内を配布して、ヤングアダルトコーナーの周知にも努めていきます。

<継続>

### ○中・高校生への情報リテラシー活動支援

図書館に来館しての「調べ学習」時に、図書館での資料の探し方、分類について、コンピューターでの検索、資料の索引・目次の使い方等々、図書館とその資料の利用指導を積極的に行っていきます。

また、インターネットでの情報の検索の方法と絞り込み方、図書資料との違いなど、多様な情報に対応できるような指導を積極的に行っていきます。

<継続>

### ○中・高校生の職場体験・ボランティア体験の受け入れ

図書館では進路学習の一環である職場体験やボランティア体験の場として中学生・高校生の受け入れをしています。地域の図書館で働くことで、働くことの厳しさ、楽しさ、大切さを肌で感じてもらうとともに、図書館や本について新たな発見をし、地域住民とのふれあいを楽しみ、より図書館を身近に感じる機会を提供します。

<継続>

### ○「図書館マスター・上級編」の実施

中学生・高校生を対象に、小学生の「めざせ！図書館マスター」よりレベルアップした内容で、カウンター業務や本の装備などの実習を中心に、さらに情報リテラシーや図書館・本の知識を深められるような講座に取り組みます。

<新規>

### ○教職員研究会（立中研）との連携

教師の研究団体である、立川市公立中学校教育研究会（立中研）図書館部との情報交換を行いながら研修支援などを行っていきます。

<継続>

## (4)特別な支援を必要とする子どもたちへのサービス

### ○外国語を母国語とする子どもへの読書活動への支援

異文化の中で生活する外国籍の子どもや、母国語の本とのふれあいを必要としている子どもたちに、外国語の図書の収集・提供を行っていきます。なお、現在、中央図書館のみ外国語図書を所蔵していますが、地区図書館での所蔵についても検討していきます。

<継続>

### ○障害のある子どもへの読書活動の支援

障害のある子どもたちが、読書をたのしむことができるように、障害の状態等を考慮した読書活動の支援に努めていきます。現在、中央図書館は、さわる絵本・布絵本を所蔵しています。この絵本を障害のある子どもたちのサークルや市内のドリーム学園、特別支援学級への貸出等、効果的な活用方法を今後も検討していきます。なお、市役所内の福祉関連部署とも連携をしていきます。

<継続>

## (5)ボランティアの育成と支援

読書推進のためには、自主的な市民活動であるボランティアの存在が欠かせません。活動内容も、学校・児童館・図書館での読み聞かせ、学校図書館の整備等、幅広い活躍が期待されています。子どもの読書に関わるボランティアを養成するとともに、活動中のボランティアに対しても、技術向上のための研修を開催し育成をはかります。今後とも懇談会の開催等、ボランティアグループとの情報や意見交換を積極的に行い、活動を支援していきます。地域文庫等へは団体貸出を引き続き行っていきます。

また、保護者による学校での読み聞かせのための講座「読み聞かせ入門」を実施したり、要請があれば出前講座を実施して活動の支援も行っていきます。

<継続>

## (6)計画の推進

### ○保護者や子どもにかかわる大人に向けての講座・講演会の実施

読み聞かせの大切さ、絵本の選び方などについての理解を深めるために、保護者や子どもに関わる大人に向けて、講座や講演会を開催します。土日等で開催するなど、多くの人が参加しやすいように配慮します。

図書館の存在を知ってもらい、足を運び、本と出会い、本と親しみ、本をたのしむきっかけづくりとしての講演会、さらに、上手に図書資料や図書館を使いこなしてもらうための講座を開催していきます。

<継続>

### ○地域の子ども読書活動のネットワーク作り

地域の図書館は中心となって、小中学校、保育園、幼稚園、児童館、学童保育所、地域文庫、ボランティアグループ等と連携し、子どもの読書活動推進のためのネットワークを整備していきます。

＜継続＞

### ○子ども読書活動推進計画のPR

「広報たちかわ」や図書館のホームページ等に子どもの読書に関する情報を掲載していきます。推薦図書やおはなし会の情報のほか、読書推進の取組を紹介するなど、親しみやすく、また推進活動に対する理解を広めるような記事づくりに努めます。

市内の公共施設等、人が集まる場所を中心に、推薦図書や子どもと読書についてのPRパンフレットをおきます。また、子ども用のパンフレットも作成し、子どもたち自身へも、本のたのしさを知らせていくよう働きかけます。

＜継続＞

### ○子ども読書関係者への研修の実施

子どもの読書活動推進関係者が、子どもの読書についての基本的な理解や取組むうえでの課題の認識を深めることを目的として研修会を行っていきます。

＜継続＞

### ○計画の進行管理

庁内の関係部署が連携して、それぞれの取組について、調整、状況確認等を行っていきます。取組の達成・進捗状況については、随時公開を行います。

＜継続＞

# 資 料 編

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律
2. 児童書貸出ベスト30!!
3. 『立川市第2次子ども読書活動推進計画』策定までの経緯
4. 立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

## （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑の実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子どもの読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読者活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読者活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日主旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の

推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本と楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 児童書貸出ベスト30！！

が基本図書

\* 立川市図書館の児童書の中で時代を超え、子どもたちに読み継がれている本や、図書館として是非読んでもらいたい本を「基本図書」として選定してしています。リストを作り、本に基本図書と分かるようにシールを貼り、すべての図書館でいつでも借りることができるように、複数冊用意しました。この取り組みにより、子どもたちによく読まれている本の貸出の推移が下記の表です。

2001年4月1日～2002年3月31日 貸出分

2004年4月1日～2005年3月31日

2006年4月～2007年3月

2008年4月～2009年3月

| 順位 | 利用回数 | タイトル              |
|----|------|-------------------|
| 1  | 259  | ハリー・ポッターと賢者の石     |
| 2  | 256  | 名探偵コナン 31         |
| 3  | 254  | ぐりとぐら             |
| 3  | 254  | 名探偵コナン 30         |
| 5  | 248  | ポケットモンスター 10 金・銀編 |
| 6  | 246  | 名探偵コナン 32         |
| 7  | 244  | 100万回生きたねこ        |
| 8  | 243  | はらぺこ あおむし 改訂版     |
| 9  | 241  | ポケットモンスター 6       |
| 10 | 227  | 名探偵コナン 1          |
| 10 | 227  | ポケットモンスター 9 金・銀編  |
| 12 | 226  | 名探偵コナン 16         |
| 13 | 222  | ザ・ドラえもんズスペシャル 9   |
| 14 | 221  | ドラえもん 3           |
| 15 | 215  | ドラえもん 10          |
| 15 | 215  | 名探偵コナン 28         |
| 15 | 215  | ONE PIECE 15      |
| 18 | 213  | 名探偵コナン 26         |
| 19 | 211  | わたしのワンピース         |
| 19 | 211  | ポケットモンスター 8       |
| 21 | 210  | ONE PIECE 17      |
| 22 | 207  | 名探偵コナン 29         |
| 23 | 206  | 名探偵コナン 14         |
| 23 | 206  | 名探偵コナン 24         |
| 25 | 203  | ザ・ドラえもんズスペシャル 8   |
| 25 | 203  | 名探偵コナン 特別編 13     |
| 27 | 198  | ドラえもん 7           |
| 27 | 198  | ポケットモンスター 1       |
| 27 | 198  | ポケットモンスター 5       |
| 27 | 198  | 名探偵コナン 特別編 12     |

| 順位 | 利用回数 | タイトル                 |
|----|------|----------------------|
| 1  | 553  | しろくまちゃんのはっとけーき       |
| 2  | 500  | わたしのワンピース            |
| 3  | 483  | がたんごんがたんごん           |
| 4  | 477  | 100万回生きたねこ           |
| 5  | 473  | かいけつゾロリのでんごくとじごく     |
| 6  | 458  | はらぺこ あおむし 改訂版        |
| 7  | 441  | ぐりとぐら                |
| 8  | 439  | かいけつゾロリのじごくりょう       |
| 9  | 418  | かおかおどんなかお            |
| 10 | 414  | おおきなかぶ 新版            |
| 11 | 412  | かいけつゾロリのめいたんていとうじょう  |
| 12 | 409  | かいけつゾロリのきょうふのサッカー    |
| 13 | 406  | かいけつゾロリけっこんする！？      |
| 13 | 406  | ミッフィーどうしたの？          |
| 15 | 405  | 三ひきのやぎのからがらどん        |
| 16 | 401  | かいけつゾロリの大かいぞく        |
| 16 | 401  | かいけつゾロリのチョコレートじょう    |
| 18 | 397  | かいけつゾロリつかまる！！        |
| 19 | 395  | かいけつゾロリの大金もち         |
| 19 | 395  | かいけつゾロリのテレビゲームききいっぱつ |
| 21 | 386  | かいけつゾロリちきゅうさいごの日     |
| 21 | 386  | おつきさまこんばんは           |
| 23 | 385  | かいけつゾロリのおばけ大さくせん     |
| 23 | 385  | くだもの                 |
| 25 | 384  | とらっく                 |
| 26 | 382  | かいけつゾロリのきょうふの大ジャンプ   |
| 27 | 381  | かいけつゾロリあついぜ！ラーメンたいけつ |
| 28 | 380  | かいけつゾロリとなぞのまほう少女     |
| 28 | 380  | ハリー・ポッターと炎のゴブレット 上   |
| 30 | 376  | かいけつゾロリのなぞなぞ大さくせん    |

| 順位 | 利用回数 | タイトル              |
|----|------|-------------------|
| 1  | 724  | しろくまちゃんのはっとけーき    |
| 2  | 658  | がたんごんがたんごん        |
| 3  | 578  | はらぺこ あおむし 改訂版     |
| 4  | 517  | わたしのワンピース         |
| 5  | 515  | おつきさまこんばんは        |
| 6  | 467  | かおかおどんなかお         |
| 7  | 453  | 三ひきのやぎのからがらどん     |
| 8  | 452  | 100万回生きたねこ        |
| 9  | 448  | とらっく              |
| 10 | 438  | ぐりとぐら             |
| 11 | 436  | もこもこもこ            |
| 12 | 433  | そらめくんのベッド         |
| 13 | 430  | おおきなかぶ 新版         |
| 14 | 429  | くだもの              |
| 15 | 405  | たまごのあかちゃん         |
| 16 | 401  | ミッフィーどうしたの？       |
| 17 | 397  | ハリー・ポッターと謎のプリンス 上 |
| 18 | 395  | はじめてのおつかい         |
| 19 | 392  | ハリー・ポッターと謎のプリンス 下 |
| 20 | 391  | そうくんのさんぽ          |
| 21 | 385  | 11ひきのねこ           |
| 21 | 385  | そらめくんとめだかのこ       |
| 23 | 384  | きんぎょがにげた          |
| 24 | 383  | ドラえもん 18          |
| 24 | 383  | ドラえもん 21          |
| 26 | 377  | かいけつゾロリのでんごくとじごく  |
| 26 | 377  | ドラえもん 5           |
| 28 | 376  | ドラえもん 19          |
| 29 | 372  | すてきな三にんぐみ 改訂版     |
| 30 | 371  | ドラえもん 1           |

| 順位 | 利用回数 | タイトル             |
|----|------|------------------|
| 1  | 934  | しろくまちゃんのはっとけーき   |
| 2  | 758  | がたんごんがたんごん       |
| 3  | 611  | 100万回生きたねこ       |
| 4  | 572  | はらぺこ あおむし 改訂版    |
| 5  | 524  | きんぎょがにげた         |
| 6  | 519  | 三ひきのやぎのからがらどん    |
| 7  | 515  | わたしのワンピース        |
| 8  | 509  | とらっく             |
| 9  | 498  | かおかおどんなかお        |
| 10 | 475  | おつきさまこんばんは       |
| 11 | 472  | あっちゃんあがつく        |
| 12 | 448  | キャベツくん           |
| 13 | 444  | からすのパンやさん        |
| 14 | 442  | すてきな三にんぐみ 改訂版    |
| 15 | 430  | はじめてのおつかい        |
| 16 | 416  | かいけつゾロリのじごくりょう   |
| 17 | 414  | そうくんのさんぽ         |
| 18 | 413  | おしれのぼうけん         |
| 18 | 413  | そらばたかんぽ 改訂版      |
| 20 | 409  | 11ひきのねこ          |
| 21 | 408  | かいじゅうたちのいるところ    |
| 22 | 405  | おおきなかぶ           |
| 23 | 398  | ぶーぶーじょうしゅ        |
| 24 | 397  | ぐりとぐら            |
| 25 | 393  | くだもの             |
| 25 | 393  | もこもこもこ           |
| 27 | 385  | かいけつゾロリのでんごくとじごく |
| 28 | 383  | エルマーのぼうけん 新版     |
| 29 | 381  | おふろだいすき          |
| 30 | 379  | ぼくのくねん           |

2001年度

- 0・1・2歳基本図書検討開始

2002年度

- 0・1・2歳基本図書決定・4月より紹介
- ものがたり絵本基本図書検討開始

2004年度

- ものがたり絵本基本図書決定・紹介
- えどうわ基本図書検討開始

- 「かいけつゾロリ」テレビアニメスタート
- マンガは30位圏外へ

2005年度

- えどうわ基本図書紹介

2006年度

- 昔話絵本基本図書決定・紹介
- ノンフィクション絵本基本図書検討開始

2007年度

- ノンフィクション絵本基本図書決定・紹介

2009年度

- 海外ファンタジー基本図書検討開始  
(高学年・ヤングアダルト向け)

## 立川市第2次子ども読書活動推進計画策定までの経緯

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 平成13年12月    | 子どもの読書活動の推進に関する法律公布・施行           |
| 平成14年8月     | 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定(国)     |
| 平成15年3月     | 「東京都子ども読書活動推進計画」策定               |
| 平成15年10月    | 立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱        |
| 平成15年10～11月 | 子どもの読書活動に関する調査実施                 |
| 平成17年9月     | 「立川市子ども読書活動推進計画」策定               |
| 平成20年3月     | 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)閣議決定 |
| 平成21年3月     | 「第2次東京都子ども読書活動推進計画」策定            |
| 平成21年4月     | 立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱改正      |
| 平成22年2月5日   | 立川市第2次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会開催       |
| 平成21年9月4日   | 立川市第2次子ども読書活動推進計画 作業部会           |
| 平成22年2月5日   | 立川市第2次子ども読書活動推進計画 作業部会           |

### 図書館政策・計画策定検討委員会

#### 第2次子ども読書活動推進計画分科会開催日

|      |            |
|------|------------|
| 第1回  | 平成21年5月1日  |
| 第2回  | 平成21年6月19日 |
| 第3回  | 平成21年7月3日  |
| 第4回  | 平成21年7月28日 |
| 第5回  | 平成21年8月19日 |
| 第6回  | 平成21年9月4日  |
| 第7回  | 平成21年10月2日 |
| 第8回  | 平成22年1月7日  |
| 第9回  | 平成22年1月14日 |
| 第10回 | 平成22年1月21日 |
| 第11回 | 平成22年1月28日 |
| 第12回 | 平成22年2月4日  |
| 第13回 | 平成22年3月2日  |

## 立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条2項の規定に基づき、立川市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育委員会事務局教育部長（以下「教育部長」という。）を、副委員長は、図書館長を充てる。

3 委員は、別表第1に定める者を充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

### (作業部会)

第5条 検討委員会に付議する事案について必要な事項を調査研究するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、図書館長を、部会員は、別表第2に定める者を充てる。

### (会議)

第6条 検討委員会及び作業部会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めたときは、部会員の出席を求め、意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

(計画の決定)

第7条 子ども読書活動推進計画の決定は、教育委員会の議を経て、政策会議の承認を受けて行うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会及び作業部会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

総合政策部企画政策課長、子ども家庭部子ども育成課長、子ども家庭部保育課長、福祉保健部健康推進課長、教育委員会事務局教育部指導課長及び教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長

#### 別表第2（第5条関係）

(1) 次の職にある者で当該所属長から推薦のあったもの 各1人

総合政策部企画政策課主査、子ども家庭部子育て推進課の係長、子ども家庭部子ども育成課の係長及び子ども家庭部保育課の係長

(2) 福祉保健部健康推進課母子保健係長、教育委員会事務局指導主事、教育委員会事務局教育部指導課指導係長、教育委員会事務局教育部生涯学習センター生涯学習係長及び図書館サービス第二係長

## 立川市第２次子ども読書活動推進計画

平成２２年５月発行

編集・発行 立川市図書館

〒190-0012 東京都立川市曙町２－３６－２

電 話 ０４２（５２８）６８００

FAX ０４２（５２８）６８０６